

大阪府高校生留学支援金（短期派遣）交付要綱

（趣旨）

第1条 府は、豊かな語学力・コミュニケーション能力、異文化理解の精神を身に付けた国際的に活躍できる人材を育成するため、短期の海外派遣プログラムに参加する者に対し、予算の定めるところにより、大阪府高校生留学支援金（以下「支援金」という。）を交付するものとし、その交付については、大阪府補助金交付規則（昭和45年大阪府規則第85号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

2 補助金の交付について、規則の規定を適用する場合は、規則中、「知事」とあるのは「大阪府教育委員会教育長又は大阪府教育長（以下「教育長」という。）」と読み替えるものとする。

（支援金の応募資格者）

第2条 支援金の応募資格者は、次の各号の全ての要件を満たしていること。

(1) 大阪府内に所在する国公立の高等学校、中等教育学校（3～6年次（※））、特別支援学校高等部、高等専門学校（1～3年次）、専修学校高等課程（以下「高等学校等」という。）に在籍していること。

（※）中等教育学校の第3学年に在籍している生徒を対象とする場合は、以下の条件を満たしていること。

① 派遣期間中に当該学校の後期課程に在籍見込みであること。

② 当該学校長によって4年次の派遣が許可されていること（見込みも含む）。

(2) 高等学校等が実施する文部科学省の内定を受けた短期の海外派遣プログラム（教育長が別に定める交付対象期間に出発するものに限る。）に、学校教育活動の一環として参加する者。

(3) 高等学校等の校長又は准校長（以下「校長等」という。）から推薦を受けている者（※）。

（※）校長等の推薦を受ける者は、以下に定める基準に合致すること。

- ・ 成績要件：全体の評定平均値が3.5（7.0）以上、かつ、外国語科目の評定値が4.0（8.0）以上であること、若しくは、外部試験の結果等によりそれと同等程度以上の学力を有すると認められる者（括弧内は10段階評価）。
- ・ 派遣されることに明確な目的意識を持ち、派遣終了後は、当該経験を生かし、より長期の留学や国際社会で活躍しようとする高い志を有すると認められる者。
- ・ 前年度までに支援金の交付を受けていない者、また、文部科学省が実施する「官民協働海外留学支援制度～トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム【高校生コース】～」により奨学金を受ける予定のない者。

（支援金の交付内容）

第3条 支援金の額は、1人当たり6万円以内とする。

2 支援金の交付額は、前項の額又は交付対象経費の実支出額から民間団体等（以下「団体等」という。）から給付された奨学金等の額を引いた額（千円未満切り捨て）のいずれか少ない額とする。

3 支援金の交付対象経費は、次に掲げる留学費用とする。ただし、支援金の交付年度に支出した

ものに限る。

- (1) 国際航空運賃（1往復分）
- (2) 自宅から出国する国際空港までの国内交通運賃（1往復分）
- (3) 受入国の国際空港から派遣先までの国内交通運賃（1往復分）
- (4) 空港税、燃油サーチャージ、出国手続諸費用
- (5) 査証（ビザ）・旅券（パスポート）取得手続諸費用
- (6) プログラムに必要な研修費、施設利用費等
- (7) 海外傷害保険料
- (8) 宿泊費、ホームステイの場合ホストファミリーに支払う費用
- (9) 学校、地方公共団体又は民間団体が主催するプログラムについては、(1)～(8)の一部又は全部を含むプログラム参加費
 - ・ ただし、いずれも留学費用の支払の事実を証拠書類で確認できるものに限る。
 - ・ プログラム参加者となるための選考費用（受験料、受験会場までの交通費等）など、派遣が決定する前に生じる費用は対象外とする。
 - ・ 派遣先での小遣い、通学交通費、部活遠征費、通信諸費用、食費、衣服代、事前語学研修費用等に係る費用は、対象外とする。

（募集期間及び人数）

第4条 募集期間及び人数は、毎年度、予算の範囲内において別に定める。

（支援金の交付の申請）

第5条 支援金の交付の申請をしようとする者（以下「申請者」という。）は、大阪府高校生留学支援金（短期派遣）交付申請書（様式第1号。以下「交付申請書」という。）に次項各号に規定する書類を添付して、国公立の高等学校等においては大阪府教育委員会教育長、私立の高等学校等においては大阪府教育長に対しその定める期日までに提出しなければならない。

2 交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 留学計画書（様式第2号）
- (2) 大阪府高校生留学支援金（短期派遣）推薦書（様式第3号）
- (3) 誓約書（様式第4号）
- (4) 第2条第3号の成績要件が確認できる証明書（厳封したもの）

3 申請時に前項第3号の書類が提出できない場合は、当該書類を取得次第、速やかに提出するものとする。

（申請者の推薦）

第6条 校長等は、申請者から第5条の規定による支援金の交付の申請があったときは、申請者が第2条に規定する要件をすべて満たしていることを小論文や面接等により確認し、大阪府高校生留学支援金（短期派遣）推薦書（様式第3号）により教育長に推薦するものとする。推薦にあたっては、高等学校等就学支援金の支給対象者を優先する等、経済的支援が真に必要な生徒への配

慮を行うこととする。

(交付の決定)

第7条 教育長は、第5条の申請があったときは、規則第5条の規定により支援金の交付決定を行い、校長等を通じて、当該申請者に対して、その結果を通知するものとする。

(支援金の交付の条件)

第8条 規則第6条第2項の規定により付する条件は、次の各号に掲げる条件とする。

- (1) 支援金は、第3条第3項に規定する経費に充当すること。
- (2) 支援金の執行状況についての調査又は報告を求められたときは、これに従うこと。

(申請の取下げ)

第9条 第7条の通知を受けた者は、交付の決定の内容又はこれに付された条件に対して不服がある場合には、当該通知を受け取った日から起算して10日以内に限り当該申請を取り下げることができる。

2 前項の規定による取下げがあったときは、当該申請に係る支援金の交付の決定は、なかったものとみなす。

(交付請求及び交付方法)

第10条 交付の決定を受けた者（以下「支援決定者」という。）は、支援金の請求にあたっては、大阪府高校生留学支援金（短期派遣）交付請求書（様式第5号）を教育長に提出しなければならない。

2 前項の交付請求書の提出にあたっては、第3条第3項に規定する交付対象経費の支出を証する書類を添付しなければならない。

3 支援金は、留学費用の支出後に交付するものとする。

4 教育長は、支援金を、支援決定者が成人である場合は本人名義の金融機関口座に振り込むものとし、支援決定者が未成年者である場合は支援決定者の保護者名義の金融機関口座に振り込むものとする。いずれの場合もその口座は日本国内のものに限るものとする。

(支援金に係る届出)

第11条 支援決定者は、次の各号のいずれかに該当するときは、速やかに教育長に届け出なければならない。

- (1) 支援金の交付を辞退するとき。
- (2) 留学計画の内容を変更しようとするとき又は留学を取りやめたとき。
- (3) 留学前に在籍する高等学校等を退学又は除籍となったとき。

(交付決定の取消等)

第12条 教育長は、支援決定者が、次の各号のいずれかに該当するときは、支援金の交付の決定

の全部又は一部を取り消すものとする。

(1) 前条各号のいずれかに該当するとき。

(2) 支援金の交付の決定後生じた事情により、支援事業の全部又は一部が必要でなくなった場合。

(3) 第5条で定める交付申請書及びその添付書類の記載事項に虚偽が判明したとき。

2 教育長は、前項の規定により支援金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、すでに支援金が交付されているときは、期限を定めて、その返還を命ずるものとする。

3 教育長は、前項の規定により返還を命ずる場合は、校長等を通じて、支援決定者に通知するものとする。

4 支援決定者又は第10条第4項の規定に基づき支援金を保護者に支払った場合における当該保護者は、支援金の返還を命ぜられた場合、教育長が定める期限までに支援金を返還しなければならない。支援決定者は、支援金の返還を命ぜられ、これを納期日までに返還しなかったときは、納期日の翌日から返還の日までの日数に応じ、その未納付額につき年利10.95%の割合で計算した延滞金を納付しなければならない。

(支援決定者の責務)

第13条 支援決定者は、本支援金交付の趣旨を踏まえ、留学の成果が最大限収められるよう努めなければならない。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年6月14日から施行し、平成28年度の補助事業から適用する。

この要綱は、平成29年1月20日から施行し、平成29年度の補助事業から適用する。

この要綱は、平成31年2月15日から施行し、平成31年度の補助事業から適用する。

この要綱は、令和2年2月18日から施行し、令和2年度の補助事業から適用する。

(様式第1号)

年度 大阪府高校生留学支援金(短期派遣)交付申請書

年 月 日

様

下記のとおり、 年度 大阪府高校生留学支援金(短期派遣)の交付を申請します。

申請者 住 所
名 前

㊟

※住所・名前は自筆

(※申請者が未成年者の場合は、保護者の同意が必要です。)

本支援金の申請に同意します。

保護者 住 所
名 前

㊟

※住所・名前は自筆

ふりがな		生 年 月 日	平成 年 月 日生
申 請 者 名 前		(年 齡) (注1)	(満 歳)
現 住 所	〒	自宅電話番号 :	携帯 :
		Email :	
学 校 名	※学校名、学科・コース・学年を記入のこと 学校 (学科・コース) (第 学年)		
緊 急 連 絡 先 (注2)	名前:	続柄:	自宅電話番号 :
	〒		携帯 :
			Email :

(注1) 年齢は本年4月1日現在の満年齢を記入してください。

(注2) 申請者が未成年者の場合は、保護者の連絡先を記入してください。

※ 私は個人情報の取扱いについて同意します。(申請者(未成年の場合は保護者)が☑してください。)

個人情報の取扱いについて

申込書に記載された情報は、大阪府高校生留学支援金(短期派遣)の審査及び交付のために用い、それ以外の目的には使用しません。また、大阪府個人情報保護条例に基づき適正に管理します。

※裏面も記入してください。

留学先	国 名	
	留 学 期 間	※西暦で記入 年 月 日～ 年 月 日 (日間)
	外 国 語 能 力	※検定試験 (TOEIC 等の英語検定、中国語検定、SAT 等) の取得資格やスコア

(添付書類)

- (1) 留学計画書 (様式第 2 号)
- (2) 大阪府高校生留学支援金 (短期派遣) 推薦書 (様式第 3 号)
- (3) 誓約書 (様式第 4 号)
- (4) 大阪府高校生留学支援金 (短期派遣) 交付要綱第 2 条第 3 号の成績要件が確認できる証明書 (厳封したもの)

※ (4) が申請時に添付できない場合は、取得次第、速やかに提出するものとする。

(様式第2号)

留 学 計 画 書

高等学校等名	
名 前	

留学の目的・達成目標、留学中の計画（学校及び学校以外の活動）、帰国後の計画（留学で得たことをどのように活かすか、大阪府の国際化にどのように貢献するか）、支援金の支出計画等について、日本語で記入してください。

1 留学の目的・達成目標

2 留学中の計画

3 帰国後の計画

4 支援金の支出計画

・留学費用（内訳及び金額）

(1) 国際航空運賃（1往復分）	円
(2) 自宅から出国する国際空港までの国内交通運賃（1往復分）	円
(3) 受入国の国際空港から派遣先までの国内交通運賃（1往復分）	円
(4) 空港税、燃油サーチャージ、出国手続諸費用	円
(5) 査証（ビザ）・旅券（パスポート）取得手続諸費用	円
(6) プログラムに必要な研修費、施設利用費等	円
(7) 海外傷害保険料	円
(8) 宿泊費、ホームステイの場合ホストファミリーに支払う費用	円
(9) 学校、地方公共団体又は民間団体が主催する海外派遣プログラムについては、(1)～(8)の一部又は全部を含むプログラム参加費	円
(10)	円
(11)	円
(12)	円
(13)	円
(14)	円
合 計	円

5 その他

(様式第4号)

年 月 日

様

(申請者) 住 所

名 前

㊟

(保護者) 住 所

(注)

名 前

㊟

誓 約 書

大阪府高校生留学支援金交付者に決定された場合には、大阪府高校生留学支援金（短期派遣）交付要綱の規定を固く守り、学業に精励することを誓います。

なお、同要綱第11条に該当する事由が生じたときは、既に交付を受けた支援金を同要綱第12条に基づき返還します。

(注) 申請者が未成年者の場合は、保護者の記名押印が必要です。

(様式第5号)

大阪府高校生留学支援金(短期派遣)交付請求書

年 月 日

様

(請求者) 住 所

名 前

㊟

(保護者) 住 所

(注)

名 前

㊟

大阪府高校生留学支援金(短期派遣)交付要綱第10条の規定により留学支援金を下記のとおり請求します。

記

金 円

なお、支援金は下記の口座に振り込み願います。

金融機関名	銀行		支店出張所	
種別	普通・当座		口座番号	
口座名義人	フリガナ 名 前			

※ 請求者が未成年の場合は、保護者名義の口座を記入してください。

(添付書類)

- 1 留学費用の支出を証する書類
- 2 口座番号等が確認できる通帳の写し

(注) 請求者が未成年者の場合は、保護者の記名押印が必要です。